

令和5年度 尾道市立御調中央小学校 生徒指導規程

生徒指導部

第1章 総則

第1条 (目的)

この規定は、生徒指導の3機能を通して本校の教育目標を達成するためのものである。すなわち、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から児童並びに教職員に必要な事項を定めるものである。

※「生徒指導の3機能」とは、

- 自己決定の場を与える
- 自己の存在感を与える
- 共感的人間関係を育成する

第2条 (本年度の教育目標)

「心豊かに、たくましく共に学び伸びる『けやきっ子』の育成」
笑顔・元気・挑戦 ～ 一生懸命がかっこいい

第3条 (めざす児童像)

「け」 けんこうな子・・・自分の心や体をきたえると共に安全を意識して生活する子
「や」 やりぬく子・・・進んで取り組み最後まで責任をもってやりとげる子
「き」 きょうりよくする子・・・思いやりや感謝の心もち、協力してよりよい生活ができる子

第2章 学校生活に関すること

第4条 (服装について)・・・**学校生活にふさわしい格好をしましょう**

- 1 服装については、男女とも学校指定の制服や体操服を着用する。
【夏用の制服・体操服】・・・ 6月から9月まで
【冬用の制服・体操服】・・・10月から5月まで
- 2 制帽を着用する。
- 3 名札は、左胸につける。(名札にアクセサリなどつけない。)
- 4 学校指定のポロシャツ・ブラウスを着用し、ズボン・スカートの中に入れる。
- 5 靴(運動靴)は白色に限る。
- 6 靴下の色は白・黒・紺とする。(式の時、靴下は白を着用する。)
(靴下の長さは、くるぶしが完全に隠れる長さが必要)
- 7 体調に合わせて長ズボンを着用してもよい。
- 8 手袋・マフラー・ジャンパー等は、着用してもよいが、登校後はランドセルやロッカーの中に入れる。(ネックウォーマーも可)寒い時は、休憩時も着用可
- 9 10月～3月は、タイツ(つま先まである紺色または黒色のもの)の着用や座布団の使用を可とする。基本的に体育の時はタイツ不可。
- 10 **ピアス・ミサンガ・その他アクセサリは着用しない。**

第5条 (頭髪について)・・・御調中学校の生徒指導規定に合わせています

【男子】

- ・前髪は目にかからない。
- ・側面は耳にかからない。
- ・後ろ髪は襟につかない。

【女子】

- ・前髪は目にかからない。
- ・髪をとめるピンやゴムは黒か茶色の物。
- ・髪が肩を越えたら、結ぶか編む。

【注意事項 男女共】・髪の色を染めることやパーマは禁止。

第6条（登下校について）

- 1 決められた通学路を通り、または、通学バスに乗って通学する。
- 2 8時15分には席についておく。
- 3 遅刻・欠席する場合は、7時30分以降8時15分までに保護者が学校へ連絡する。
(基本的にコドモンで連絡を行う。)
- 4 服装は学校で定めたものを着用する。
- 5 登下校の時は、地域の方々やバスの運転手さん、先生、友達に挨拶をする。
- 6 バス通学の児童は、運転士の指示に従い、マナーを守って行動する。
(バスに乗ったら直ぐにシートベルトをする・静かに過ごす・バスの中のものを大切にす など)
- 7 バス、徒歩の方法により、自分の力で登下校し、送迎は特別な事情がある場合に限る。

第7条（校内での生活について）・・・子供の安全確保と事故防止を最優先とする

- 1 学校に来たら、勝手に校外に出ない。(忘れ物があっても取りに帰らない。)
- 2 ベランダには出ない。(掃除時間にぞうきんを取りに行くときや花に水をやる時のみ可)
- 3 廊下や階段は右側を静かに歩く。雨の日の廊下はすべりやすいので、特に気をつける。
- 4 自分の持ち物には必ず名前を書く。(落とし物が多い。)
- 5 校長室、職員室、保健室に入るときは、ドアをノックして「あいさつ・学年・名前・どの先生にどのような要件なのか等」を伝え、許可を得て荷物と帽子を置いてから入る。
(基本的に廊下で対応する。)
- 6 校内で来訪者に会ったときには、挨拶をする。
- 7 先生や友達に対しては、正しく、丁寧な言葉遣いをする。
- 8 常にチャイムを守り、静かに素早く行動する。(予鈴(音楽)と同時に遊びを止め次の行動に移る。)
- 9 授業始めのチャイムには着席し、始まるまでに授業の準備をする。
- 10 校内放送や昼の放送が始まったら、立ち止まって静かにして聞き、指示等に従う。
- 11 児童朝会、その他の集会は、無言で早く集合する。
- 12 進んで校内の美化に努める。
- 13 上履きと下履きの区別をはっきりして、児童玄関や校舎を汚さない。
- 14 校舎や備品、みんなが使うものは大切に取り扱い、ボールや一輪車等は使った者が責任を持って、片付けを行う。(もとの場所に戻す。)
- 15 掲示物や展示物には、触らない。
- 16 校庭の樹木や花壇の草花、ピオトープなどを大切にす。
- 17 万一、校舎、器具等を破損したときは、直ちに担任の先生に届ける。
(特に、故意や不注意によって破損した時は、弁償の責任を負うこともある)
- 18 ストープ、ガス等、火気は先生の指導のもとで使用す。無断使用は絶対にしない。
- 19 黒板、壁、建物、机、トイレ等に落書きをしない。

第8条（学習について）

◎キャラクターものや華美なものは持ってきません

- 1 筆記用具として、筆箱には、常に鉛筆4本(シャープペンは禁止)、赤色鉛筆・青色鉛筆(1年生から3年生)(4年生からはカラーボールペンも可能)、消しゴム、ものさし(折り畳み式ではないもの)を入れておく。
- 2 登校後、ランドセルの中から学習用具を出し、整頓して机の中に入れる。ランドセルはきちんとロッカーに入れる。

- 3 連絡帳や宿題などの提出物を忘れずに出す。集金などで持ってきた時のお金は、必ず担任に手渡しする。担任がいない場合は職員室の先生に預ける。
- 4 体操服・給食着・水筒・歯ブラシ・コップなどは決められた場所に置く。
- 5 学用品を借りるときは、教師に許可をもらってから借りる。
- 6 机の横には何もかけない。

第9条（特別教室の使い方について）

- 1 教室・特別教室・体育館などに勝手に入ったり遊んだりしない。
- 2 特別教室や体育館などに移動するときは、並んで静かに右側を歩く。
- 3 体育館で体育を行う時には、体育館シューズを使用する。
- 4 特別教室は児童だけで使わない。

第10条（不要物）

- 1 学習に必要なもの以外は、学校に持って来ない。
(おもちゃになるような学用品・カード・アクセサリ・ミサンガ・カイロなど)
貼るカイロは可とする。
- 2 携帯電話等の通信機器の校内への持ち込みは禁止する。
- 3 不必要な金銭は、学校に持って来ない。
- 4 不要物の持ち込みは、児童に指導した上で、原則、保護者に返却する。

第11条（掃除について）

- 1 「時間いっぱい、黙って、すみずみまで」掃除をする。もう終わったからと遊ばず、掃除するところを見つけて最後まで掃除をする。
- 2 高学年が低学年を指導する。また、担当の教職員も児童と一緒に掃除をする。

第12条（休憩時間などについて）

- 1 鉄棒・登り棒・ブランコ・ジャングルジムなどの遊具は、危険な遊び方をせず、安全に気を付け、また仲良くゆずり合って遊ぶ。
- 2 みんなで使う一輪車やフラフープなどは、大切に扱い、責任を持って元の場所に返す。
- 3 犬走り（コンクリート）・体育館周辺・渡り廊下などは土足で歩いたり走ったりしない。また、学校園や学級園には入らない。
- 4 危ない遊びはしない。
- 5 ボールが屋根の上にあがるなど、困ったことが起こったときは、すぐに先生に知らせる。
- 6 雨の日は、校舎の中で静かに過ごし、けがや事故がないようにする。
- 7 体育館のステージの上に上がらない。（ステージ両サイドのドアから中に入らない。）

第13条 その他

- 1 置き傘は教室の所定の収納場所に保管する。児童用玄関の傘はその日に持ち帰る。
- 2 上靴は週1回、体育館シューズは時々家に持ち帰り、洗う。
- 3 北・東門は、児童の登校後と下校時刻後には施錠をする。
- 4 下校時刻は、水・木曜日は15時30分。月・火・金曜日は15時または16時。
児童を残す場合は、あらかじめ家庭に連絡する。

第3章 校外での生活に関すること

第14条

- 1 目的のない外出や、お家の人の許可なく子供だけでお店に入らない。
- 2 児童同士で、おごったりおごられたりしない。
- 3 ゲームやカード等の交換譲渡は、禁止する。
- 4 外出する時は、行き先・帰宅予定時刻を保護者に連絡して出かける。町外へ出かけるときは保護者同伴とする。
- 5 自転車に乗って出かけることができるのは3年生以上の児童とする。(ヘルメットはかぶる。) そのときは、次のことは絶対にやめ、事故防止に努める。
 - ・二人乗り、手放し運転、並進、一旦停止無視、信号無視等
- 6 危険な遊び(火気使用など)をしない。
- 7 釣り、水泳については水難事故から身を守るために、必ず保護者同伴とする。また、池や川、交通量の多い道路のそばなどの危険な場所では遊ばない。
- 8 携帯電話、メール、インターネット等の利用は、マナーとルールを守り、トラブルを起こしたり被害にあったりしないように十分に注意する。
- 9 法に触れる行為(窃盗・万引き、喫煙等)は絶対にしない。
- 10 学校や公園等では、他の人の迷惑にならないようにルールを守って遊んだり、お茶やジュースを飲んだり、お菓子を食べたりする。ゴミは持ち帰る。
- 11 11月～3月は午後5時まで、4月～10月は午後6時までには家に帰る。

第15条

- 1 携帯電話・スマートフォン・タブレット・ゲーム機器(通信のできるものを含む)等は、保護者の管理下で利用する。なお、利用上のトラブルは保護者の責任で処理するものとする。

第4章 特別な指導に関すること

第16条

次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- 1 法規・法令に違反する行為
 - ・窃盗・万引き・喫煙・飲酒・性に関するもの・暴力行為・器物破損・薬物使用等
- 2 本校の規則等に違反する行為
 - ・いじめ・指導無視、暴言・授業妨害
 - ・その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第17条

- 1 特別な指導とは、別室で反省文指導、面接指導、教科指導等を行うことである。指導期間中は、随時指示をする。
- 2 特別な指導の実施の有無、その期間については、学校経営会議等で事案ごとに協議・確認する。特別な指導は、実社会において自らの行為に責任をとることが求められることを教える目的を持っている。
- 3 暴力行為や器物破損等の刑事的な事案に対しては、教育的配慮を持ちながら関係機関(警察等)と連携して指導にあたる。

(附則) この生徒指導規定は、令和5年4月1日から施行する。

生徒指導マニュアル

1 遅刻指導

【対応】

- 1 児童に「時間を守ることの意義」および「時間を守ることが生活習慣の基本である」ことを理解させる。

《確認事項》

- 1 8時15分には、静かに始業できるように準備させる。
- 2 朝の会で児童の出席を取り、連絡のない未登校の児童については、担任が確認電話をする。
- 3 養護教諭は、各学級の欠席状況を把握し、職員室欠席黒板に氏名を記入する。

2 服装・頭髪などの校則違反

【対応】

- 1 職員が同じ認識で注意・指導する。児童の態度が変わらないときは、保護者とも連携をとり、規則について理解してもらい、本人への指導に協力してもらおう。違反状況が突出している場合は、特別な指導を行う。

《確認事項》

- 1 その場で違反は直させる。「後で直す」ということをせず、その場で必ず直させる。
- 2 その場で直らない場合は、期限を定めて約束をさせる。あえて指導に従わない場合や違反を繰り返し、改善の意思が見られないときは、特別な指導を行う。

3 保健室の利用・早退・欠席

【対応】

- 1 保健室を利用するときは、急を要するとき以外は担任の許可を得て、保健室で看てもらおう。
- 2 早退の場合は、学校から保護者に連絡した上で、早退する。原則、保護者に迎えに来てもらう。

《確認事項》

- 1 欠席の場合は、7時30分以降できるだけ早く保護者が学校へ連絡をする。
- 2 保健室利用は健康面以外の様々な理由が考えられるため、担任や管理職と連携し、必要な時には家庭と連携し、家庭状況や児童の心情等を把握し解決にあたる。
- 3 欠席した児童については、電話等で欠席の様子を把握する。2日連続欠席した児童に対しては、家庭訪問を行い本人や保護者と連携を取る。
- 4 課題のある児童や診断が必要な児童については、養護教諭・担任・管理職等で連携を取り合い速やかに取り組む。

4 授業エスケープ

【対応】

- 1 エスケープしている児童を呼んで指導する。(生徒指導主事、学年主任、担任)
- 2 家庭訪問するか保護者に来校してもらい、状況説明と今後の対応を確認するとともに、今後の自分の決意を固めさせる。
- 3 複数の場合は、他の児童もできるだけ同時進行で対応する。

《確認事項》

- 1 当該児童のその後の様子を家庭連絡するなど、保護者との連携に努める。
- 2 早期の段階では友だちからのアプローチも有効な手段である。

5 児童間暴力・いじめ

【対応】

- 1 複数の教員が現場に急行する。
- 2 まず当該児童を引き離し個別に事情を聞く。(原因, 動機, 暴力の程度)
- 3 校長(教頭), 生徒指導主事, 学年主任, 担任に連絡する。
- 4 同時にその周りにいた児童から, 状況を聞き取る。
- 5 傷害があれば保健室に行き, 傷の処置をする。状況によっては救急車を要請する。その際, 校長(教頭)の許可を得る。
- 6 当該児童が落ち着いたら事実確認をし, 納得度合いにより児童同士の謝罪と暴力に対する深い反省を促す。特に1対複数の場合は事の重大さを指導する。1対1の場合は他の児童からの強制等がないかなどに留意する。
- 7 動機, 傷害の度合いにより, 関係児童の保護者に連絡し来校を要請するか家庭訪問をする。
【原則, 加害児童側は来校させる。】事案の経緯(事実)や取組・指導内容を説明し, 謝罪についてアドバイスする。**【状況によっては, 被害児童側も来校頂き, 説明や謝罪の場を設ける。】**
- 8 被害児童の家庭に, 加害児童とその保護者に謝罪に行かせる。
- 9 状況(傷害の状況, 行為の悪質さ)によっては関係機関と連携をとる。

《確認事項》

- 1 職員会議等を持ち, 動機, 暴力行為の内容, いじめの内容等, またその対応を報告し関係児童の背景等を交流し指導の方針を立てる。
- 2 暴力行為は, 特別な指導の対象であり, 当該児童の反省と今後の生活方針等を深めるための反省文指導や面接指導を行う。
- 3 関係児童のその後の様子を家庭連絡するなど, 保護者との連携を深める。
- 4 暴言, 暴力, いじめは学校生活の根幹をゆるがす人権にかかわる問題である為, 毅然とした態度で厳しく指導にあたる。

6 教員への暴言・暴力

【対応】

- 1 直ちに複数の教員が現場に急行する。(児童が複数の場合はできるだけ多くの教員が行く)
- 2 関係児童をその場から別室に移動させ, 原因, 動機, 暴言, 暴力の状況を聞く。
- 3 校長(教頭), 生徒指導主事, 学年主任, 担任に連絡する。
- 4 関係教員からの状況を聞き, 傷害の有無を確かめ治療を優先させる。
- 5 保護者へ連絡し, 来校要請をし, 事情を説明する。
- 6 関係児童は, 保護者と共に(児童のみという場合もある)謝罪させる。
- 7 重大な問題行動や, 多発・継続している児童に対しては, 教育的配慮を持ちながら関係機関に連絡をして協力して共に指導に当たる。その場合は校長(教頭), 生徒指導主事, 学年主任, 担任で検討会議を持つ。

《確認事項》

- 1 職員会議等を持ち動機, 状況, 傷害の程度等, またその対応を報告し当該児童の交友関係等をも交流し, 指導の方針を立てる。
- 2 担任は当該児童の反省と今後の生活方針等を深めるための作文指導や個別相談を行い, 暴言, 暴力の及ぼす社会的影響について厳しく指導する。

- 3 当該児童のその後の様子を家庭連絡するなど保護者との連携を深める。
- 4 教員への暴言、暴力は学校の秩序を大きく崩す要因である為、毅然とした態度で厳しく指導に当たる。

7 器物破損・破壊・火気

【対応】

（実行した児童が分かっている場合）

- 1 直ちに複数の教員が現場に急行する。
- 2 当該児童をその場から別室に移動させ、原因、動機、破壊の状況を聞く。
- 3 校長（教頭）、生徒指導主事、学年主任、担任に連絡する。
- 4 その場にいた児童から情報を集める。
- 5 破壊や破損の程度、本人の状況により保護者に連絡し来校要請するかを決定する。
- 6 来校後は、現場を確認してもらい修理、または弁償してもらう。

（実行した者がわからない場合）

- 1 緊急職員集合をかけ、状況を説明し、より多くの情報を集める。
- 2 次の授業で児童に状況を伝え、用紙を配布し情報を集める。学年で即回収し集約した上で指導方針を明らかにする。
- 3 場合によっては集会を開き、現状報告と児童の正義感に訴える話を行う。
- 4 破壊、破損、火気の程度により関係機関に連絡し協力して指導にあたる。

《確認事項》

- 1 職員会議または関係学年会等を持ち、動機、破壊、破損の状況等、またその対応を報告し今後の指導の方針を立てる。
- 2 担任は関係児童の反省と今後の生活方針等を深めるための作文指導や個別相談を行う。
- 3 当該児童のその後の様子を家庭連絡し、協力を感謝し保護者との連携を深める。
- 4 むかつくなどの理由で物に当たる行為自体、その場から逃避している自分に気づかせる必要があり、根本的な動機の追求と、破壊、破損行為を許さない態度を示す。

8 校内盗難

【対応】

- 1 被害を受けた時は直ちに教員に連絡するように指導する。
- 2 学習活動に必要なものを持ってこないことと持ち物への記名を徹底させる。

《確認事項》

- 1 被害状況を正しく詳しく聞き取る。
- 2 生徒指導主事、学年主任、担任で調査や指導の方針を打ち出す。
- 3 被害児童の保護者に連絡し学校での対応を報告し、児童の保護者、本人に謝罪に行かせる。
- 4 特別な指導の対象であり、当該児童の反省と今後の生活方針等を深めるための反省文指導や面接指導を行う。
- 5 当該児童のその後の様子を家庭連絡するなど、保護者との連携を深める。
- 6 被害児童が連絡してよかったと思えるように誠意をもって対応する。
- 7 児童の個人的な調査は疑惑の先入観にとらわれず冷静かつ慎重にし、もし加害の事実が判明しても、他に分からないように配慮する。

9 万引き

【対応】

- 1 生徒指導担当，担任を中心に警察，または被害のあった店から事情を聞く。また，学校として経過，盗品（相当金額）の内容など事実を確認する。
- 2 校長（教頭），生徒指導主事，学年主任に報告する。
- 3 直ちに保護者に連絡を取り，学校もしくは店に直接来てもらい，事情を説明し実態を十分に理解してもらい，家族での対策を立ててもらう。

《確認事項》

- 1 特別な指導の対象であり，当該児童の反省と今後の生活方針等を深めるための反省文指導や面接指導を行う。
- 2 当該児童のその後の様子を家庭連絡し協力を感謝し保護者との連携を深める。
- 3 社会的責任をとらせる中で，2度と繰り返させないように指導する。

10 携帯電話

【対応】

- 1 携帯電話等の通信機器の学校への持参は認めないことを確認する。（学校の教育活動には必要がない・社会的なトラブルに巻き込まれる危険性がある）
- 2 携帯電話に関わるトラブルにはどんなものがあるのか，指導を行う。
- 3 入学式，PTA 総会，年度始めの学級懇談会等で，保護者にも理解を得る。

《確認事項》

- 1 所持していることが発覚した場合は，所持品を一時預かり，入手の手段や利用について聞き取る。
- 2 保護者に連絡をとり，所持品受け取りの来校を要請し，聞き取りの内容を説明した上で保護者に返却する。